

ご意見・ご要望	回答
学校選択制が令和8年度末で廃止になっても、兄弟が学校選択制を利用して新川小学校に通学している場合は、弟妹も申請により兄弟と同じ学校に通学できると認識していたが、未就学児も、しばらくの間は選択できるということか。	今、お住いの地域が学校選択が可能な区域だということを認識され、その土地を購入され家を建てられた方々への対応として、令和14年度小学校に入学のお子様まで、申請により就学学校を変更することができる経過措置を設けています。
現在、鵜の島地区においては鵜ノ島小学校か新川小学校のどちらを選択しても通学距離はそんなに変わらないと思うが、それでも新川小学校を選択されるご家庭においては、人数規模がある程度ありクラス替えも出来るからではないかと推測してる。新しい学校は、人数規模は確保されると思うが、通学距離が長くなることが懸念される。スクールバスなどの支援はできるのか。	新しい学校に魅力を感じられても、通学距離が遠くなるということを不安に思われる保護者の方もいらっしゃると思いますので、通学の安全確保や通学支援の方法について、今後、皆様のご意見も伺いながら検討を進めていきます。
わが子の年齢だと、令和14年度に小学校入学となるが、申請により新川小学校に就学できることで間違いはないか。また、その場合桃山中学校進学で間違いはないか。	令和14年度小学校入学のお子様まで、申請により就学先を新川小学校に変更が可能です。また、その場合の中学校は桃山中学校になります。
未就学児の保護者など、なかなか情報が行き届かない状況にある。先ほどの説明で周知のための通知文を郵送で送るとあったが、情報がしっかり届くよう周知をしていたきたい。	保護者の方々などが、知らなかったということが無いように、様々な機会や手段を使ってしっかり周知していきます。